

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年10月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正請求を却下としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900047号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1900008号

第1 結論

平成14年6月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年6月

請求期間の国民年金保険料については、口座振替により又は母が納付していたので、保険料が未納と記録されていることに納得できない。調査の上、請求期間について、保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の国民年金保険料に係る口座振替については、オンライン記録によると、預金者の都合により口座振替が停止されていること及び金融機関がA銀行B支店(現在は、C銀行B支店)であることが確認できるところ、当該銀行の担当者は、請求者の請求期間に係る取引履歴及び口座振替に関する記録は保存期間経過により保存していない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その保険料納付を行ったとする請求者の母は、当時の保険料納付について記憶がない旨陳述していることから、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間である上、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間でもあることから、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900058号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1900009号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年2月

私の国民年金の記録において、国民年金保険料が納付済期間となっていた平成11年*月から平成14年4月までの保険料について、法定免除該当期間であることを理由として、令和元年5月24日に還付決議が行われているが、私の父が私の平成20年2月の保険料を平成30年2月に追納した際に年金事務所から当該還付に係る説明がされていたなら、当該追納を行っていなかったの、請求期間の保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の記録の訂正をすることができる(法第14条の2第1項)。

特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項と規定されている(国民年金法施行規則第15条の2)。

請求者は、本件訂正請求により、追納により納付済みと記録されていた請求期間の国民年金保険料を還付してほしいと訂正を求めているところ、当該事項は特定国民年金原簿記録ではないため、請求者は訂正請求をすることができない。

よって、本件訂正請求は、法第14条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。